

安全報告書



2024年6月

京成バスシステム株式会社

京成バスシステム株式会社では、「運輸安全マネジメント」に基づき、日々の輸送の安全の確保にむけさまざまな取り組みを行っております。このたび、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7に基づき、輸送の安全に関する2023年度の実績及び2024年度の計画について、次のとおり情報を公表し、引き続き全役員及び全社員が一丸となり、安全の確保にむけて取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社における輸送の安全に関する基本的な方針は次のとおりです。

- (1) 取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、事業所における安全に関する声に耳を傾けるなど現業部門の状況を十分に踏まえつつ、社員に対して輸送の安全の確保がもっとも重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(「Plan Do Check Action」)を実施し、輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、インターネット等を通じて公表いたします。

2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

当社では、輸送の安全目標として、年度毎に事故減件目標(年間の事故発生件数の上限)を設定し、目標達成に努めております。2023年度減件目標につきましては、26件の目標に対し35件の結果となり、目標を達成することができませんでした。2023年度の達成状況及び2024年度の目標は次のとおりです。

| 営業所名 | 2023年度の実績(単位:件) | | |
|------|-----------------|----|----|
| | 実績 | 目標 | 差異 |
| 本社 | 35 | 26 | +9 |

| 営業所名 | 2024年度の目標(単位:件) | | |
|------|-----------------|------|----|
| | 目標 | 前年実績 | 差異 |
| 本社 | 26 | 35 | △9 |

3. 事故に関する統計

2023年度に、当社における自動車事故報告規則第2条に該当する事故はございませんでした。

【2023年度事故統計の内訳】 単位:件 ()は有責事故

| 区分 | 合計 | うち人身事故 | うち車内人身事故 | うち物損事故 |
|-------|--------|--------|----------|--------|
| 重大事故 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 軽微な事故 | 40(35) | 0 | 0 | 40(35) |

4. 安全管理規程

当社では輸送の安全性向上を図るべく、安全管理規程を定めております。(別紙1のとおりです)

【安全管理規程の主な内容】

- ・輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- ・輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- ・輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

当社では、輸送の安全の確保のため、下記の取り組みを行っております。

【ヒヤリ・ハット情報の活用】

- ・ 運転時に危険と感じた事例(ヒヤリ・ハット情報)を全乗務員より収集し、研修等を通じて共有をはかっております。

【各種会議の開催】

- ・ 各種会議の開催により、従業員間のコミュニケーションを活発に行っているほか、安全統括管理者等による輸送の安全に関する情報共有やボトムアップによる情報収集をはかっております。
 - ・ 経営トップおよび管理職による会議
 - ・ 運輸安全マネジメント会議
 - ・ 自動車事故防止対策委員会
 - ・ クローバー会(経営トップ・管理職および従業員代表による会議)

【各種安全装備の導入】

- ・ 在籍車両に主な安全装備として下記の装備を導入しております。
(導入台数・導入率は2024年3月31日現在)



クローバー会



2023年度新造車両

| 装備 | 機能 | 導入台数(台) | 導入率(%) |
|----------------------|--------------------------------|---------|--------|
| ドライブレコーダー | 運行状況の記録(乗務員指導へも活用) | 85 | 100 |
| デジタルタコグラフ | 運行状況の記録(乗務員指導へも活用) | 85 | 100 |
| MCA無線 | 営業所・乗務員間の円滑な連絡 | 85 | 100 |
| 自動体外式除細動器(AED) | 心停止状態の人物の救助 | 51 | 60 |
| ふらつき注意喚起装置 | 居眠り運転等の挙動の検知と注意喚起 | 18 | 23 |
| 車間距離警報装置 | 前方車両への追突リスクの検知と注意喚起 | 20 | 25 |
| 車線逸脱警報装置 | 車線からの逸脱リスクの検知と注意喚起 | 10 | 13 |
| 前方障害物衝突被害軽減制動制御装置 | 前方の障害物への衝突リスクの検知と注意喚起・ブレーキの制動 | 18 | 23 |
| 車両横滑り時制動力・駆動力制御装置 | 横滑り・転覆リスクの検知とエンジン出力・制動力の制御 | 10 | 13 |
| ドライバー異常時対応システム(EDSS) | 運転者の異常の検知または乗員・乗客によるボタン操作による停止 | 15 | 19 |
| ソナーシステム | 障害物の検知と注意喚起 | 13 | 15 |

【従業員の健康管理】

- ・ 従業員の健康管理のため、年2回の定期健康診断のほか、下記の検査・検診を行っております。
 - ・ 睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査…2023年度30名受検
 - ・ 脳MRI健診…2023年度12名受診
 - ・ 薬物スクリーニング検査…2023年度92名受検

【各種認証制度の取得】

- ・ 安全・快適に乗務員が働き、お客様がご利用いただける職場環境づくりに努めております。
 - ・ 「貸切バス事業者安全性評価認定制度」((公社)日本バス協会)…一ツ星取得
 - ・ 「働きやすい職場認証制度」((社)日本海事協会)…二ツ星取得

【表彰制度】

- ・ 当社では、Smile(安心)、Safety(安全)、Saving Energy(省エネ)は一体であるとの考えのもと、「3S運動」を実践しております。乗務員の3Sへの取り組みを評価し、優秀社員に対し表彰を行っております。
- ・ その他、お客様からお褒めを頂戴した従業員への表彰などを実施し、従業員のモチベーション向上をはかっております。

6. 輸送の安全にかかわる情報の伝達体制その他の組織体制

別紙1「安全管理規程」第13条に記載のとおりです。

7. 輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況

当社では、輸送の安全に関する目標を達成するため、下記の教育・研修を行っております。

【安全統括管理者・管理職による点呼立会い・街頭指導】

- ・ 京成グループ各社で春・秋に取り組んでいるBMK運動(ベスト・マナー向上推進運動)強調月間期間中のほか、毎月定期的に管理職による点呼立会い・街頭指導を実施し、輸送安全に関する啓蒙活動に取り組んでおります。

【乗務員実務研修】

- ・ 管理職および運行管理者より乗務員に対して、安全・接客に関する研修を実施しております。
- ・ 2023年度は延べ101名の乗務員が受講いたしました。
- ・ 主な研修内容
 - ・ 事業用自動車の安全運転に関する基本的事項
 - ・ 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
 - ・ 交通事故を防止するために留意すべき事項
 - ・ 危険予測及び回避(ドライブレコーダーで記録されたヒヤリ・ハット事例の視聴)等

【安全性・接客レベル向上に向けた研修】

- ・ 外部講師を招聘し、マイク活用の技術を中心に、乗務員の安全運転・接客レベル向上へ向けた研修を実施しております。
- ・ あわせて、外部モニターの添乗により日々の安全運転・接客レベルの確認・向上に努めております。

【雪山研修】

- ・ 積雪時のチェーン装着手順や運転方法を実践的に学ぶ研修を実施しております。

【バスジャック対応訓練】

- ・ バスジャックが発生した場合を想定し、警察署ほか関係各所と連携して実施される訓練に参加し、不測の事態への対応力の強化をはかっております。

【適性診断】

- ・ 当社では在籍している乗務員に対して、独立行政法人自動車事故対策機構が実施している適性診断を受診させております。2023年度の受講実績は、次のとおりです。
 - ・ 初任診断(新入社員の乗務員に対して実施)…7名
 - ・ 一般診断・適齢診断(既存の乗務員に対して実施)…13名



早朝点呼立会い



早朝送り出し



日常点検研修

8. 輸送の安全にかかわる内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

当社では、運輸安全マネジメントの実施状況を確認するため、内部監査計画に基づき内部監査を実施しました。内部監査の結果を踏まえ、社内会議体で情報共有を図り改善をはかっております。

9. 安全統括管理者に関する情報

京成バスシステム株式会社 営業部長 小池 明仁（2024年6月1日現在）

10. 一般貸切旅客自動車運送事業の運転者、運行管理者、整備管理者に係る情報

当社の運転者、運行管理者、整備管理者の状況は下記のとおりです。

【人員体制に関する情報】（2024年3月31日現在）

| 職種 | 人数(人) | 備考 |
|-------|-------|-------------------|
| 運転者 | 76 | 一般乗合兼務 |
| 運行管理者 | 11(9) | 一般乗合兼務、()内は運転者兼務 |
| 整備管理者 | 2 | 一般乗合兼務 |

【初任運転者の実技指導に関する情報】

- ・ 2023年度は9名の一般貸切兼一般乗合運転士の初任実技指導を実施いたしました。
- ・ 添乗者の指導歴…添乗者A(5年)、添乗者B(1年)、添乗者C(11年)、添乗者D(8年)

| No. | 人数(人) | 期間 | ルート | 車種 | 実技指導の具体的内容 | 添乗者 | | | |
|-----|-------|-----------------------|---------------------------------|----------|--|-----|---|---|---|
| | | | | | | A | B | C | D |
| 1 | 1 | 2023年4月24日 ～5月11日 | 市川市 船橋市 松戸市 習志野市 ほか | 大型 中型 | ① 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項 ② 事業用自動車の構造上の特性 ③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項 ④ 危険の予測及び回避 ⑤ 安全性の向上をはかるための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法 ⑥ ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 1 | 2023年6月12日 ～21日 | | | | | ○ | | |
| 3 | 1 | 2023年 11 月17日 ～24日 | | | | | | ○ | |
| 4 | 1 | 2023年12月7日 ～19日 | | | | | ○ | ○ | |
| 5 | 1 | 2023年12月18日 ～29日 | | | | | ○ | ○ | |
| 6 | 1 | 2024年1月9日 ～19日 | | | | | ○ | ○ | |
| 7 | 1 | 2024年3月4日 ～25日 | | | | | ○ | | ○ |
| 8 | 1 | 2024年3月4日 ～29日 | | | | | ○ | | ○ |
| 9 | 1 | 2024年3月12日 ～25日 | | | | | ○ | | ○ |

11. 一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車に係る情報

当社の保有車両の状況は下記のとおりです。

【保有台数に関する情報】（2024年3月31日現在）

| 車種 | 大型 | 中型 | 小型 | 合計 |
|--------|----|----|----|----|
| 車両数(両) | 50 | 7 | 3 | 60 |

以 上

京成バスシステム株式会社 安全管理規程

制定 平成 18 年 8 月 16 日
改訂 平成 23 年 2 月 16 日
平成 25 年 10 月 1 日
令和 6 年 2 月 14 日
令和 6 年 2 月 28 日

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。第 22 条及び第 29 条の 3 の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 当社は、前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施する。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 当社は、第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 当社は、前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 常勤取締役（以下、本規程において「経営トップ」と称する）は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 当社は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 統括運行管理者
 - 三 運行管理者
 - 四 整備管理者
 - 五 その他必要な責任者
- 2 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。
- 3 統括運行管理者は、運行管理者の業務を統括する。
- 4 運行管理者は、運行面において、乗務員の指導監督等、輸送の安全の確保に関する業務を行う。
- 5 整備管理者は、自動車の点検及び整備面において、輸送の安全の確保に関する業務を行う。
- 6 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 当社は、経営トップに準じる者のうち、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 当社は、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保に関する内部監査の実施状況について確認すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等、措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、統括運行管理者及び運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 当社は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 当社は、経営トップと現場や運行管理者と運転者との双方向の意思疎通を行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

- 第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。
- 2 当社は、事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部所等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 当社は、自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

- 第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

- 第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名するものを実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、内部監査を実施する。
- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を経営トップに報告する。
- 3 前項において、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

- 第十六条 当社は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のための措置を講じる。
- 2 当社は、悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

- 第十七条 当社は、輸送の安全に関する基本的な方針その他輸送の安全に係る情報を公表する。
- 2 当社は、運輸規則第47条の7に基づき、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

- 第十八条 当社は、本規程について、業務の実態に応じ、適時適切に見直しを行う。
- 2 当社は、輸送の安全に関する報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果講じた措置等を記録し保存する。

以 上

京成バスシステム株式会社 輸送の安全に関する組織図

